

市立函館病院診療情報管理委員会要綱

(設置及び目的)

第1条 市立函館病院（以下「病院」という。）における診療情報及び診療記録の業務を適正かつ円滑に運営するため、病院に診療情報管理委員会を（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 診療情報、診療記録の管理、保管に関すること。
- (2) 診療記録の記載、適切性に関すること。（評価、審査）
- (3) 診療記録および関連資料の様式、記載要領に関すること。
- (4) 診療情報管理業務の取り扱い範囲に関すること。
- (5) 診療情報の活用に関すること。
- (6) 診療情報管理業務の改善と推進に関すること。
- (7) その他診療情報、診療記録に関し、委員会が必要と認める事項

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 委員長が指名する医師
- (2) 委員長が指名する看護師
- (3) 委員長が指名する事務職員
- (4) 委員長が必要と認める関係者

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、月1回、開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 4 委員会の会議は、委員の半数以上出席しなければ開くことはできない。

- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求めて、意見もしくは説明を聴き、またはこれらのものに対し資料の提出を求めることができる

(報告)

第6条 委員長は、会議の議事の結果について、病院長に報告するものとする

(庶務)

第7条 委員会の庶務は医事課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は平成12年 4月 1日から施行する。

改訂歴

診療情報管理委員会要綱 平成22年 6月 1日 改訂